

# 精神科病院における業務従事者 による障害者虐待の状況等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課

# 精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等について

- 令和4年の精神保健福祉法（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、令和6年4月以降、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は、速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務づけられた。
- また、同改正において、都道府県知事（指定都市の市長）に精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等を公表することが義務づけられており、その状況を集計した。

## 1. 業務従事者による障害者虐待の状況

- 法第40条の3に基づき、通報・届出があった件数は、全体で6,258件であり、その内訳は、業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による通報・相談件数が1,514件、業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による届出・相談件数が4,744件であった。
- 虐待の事実を認定した件数は260件あり、認定した虐待の事実に係る被虐待者数は413人であった。その内訳は、男性192人、女性209人、不明・その他12人であった。
- 認定した虐待の種別・類型毎の件数は、身体的虐待158件、心理的虐待131件、性的虐待23件、放棄・放置（ネグレクト）23件、経済的虐待4件であった。

## 2.業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置

- 業務従事者による障害者虐待があった場合に採られた措置は、次のとおりであった。
  - ・ 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数：258件
  - ・ 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数：170件
  - ・ 職員又は精神保健指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数：172件
  - ・ 職員又は精神保健指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数：220件
  - ・ 精神保健指定医により、入院患者の診察を行った件数：16件
  - ・ 改善計画の提出を求めた件数：189件
  - ・ 提出された改善計画の変更を命じた件数：4件
  - ・ 必要な措置を採ることを命じた件数：8件
  - ・ 法第40条の6第1項の命令に従わなかつた病院のうち、その旨を公表した件数：0件
  - ・ 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数：0件

## 3.虐待を行った業務従事者の職種

- 認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数は、次のとおりであった。
  - ・ 医師14人、看護師202人、准看護師58人、看護助手54人、保健師0人、作業療法士2人、精神保健福祉士3人、社会福祉士0人、公認心理師0人、医療事務0人、その他業務従事者9人、不明9人

# 參考資料

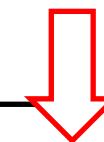
# 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

## 現状・課題

- 精神科病院における虐待防止の取組を進めるため、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進すること等**が必要。
- 現在、職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進しているが、虐待防止に向けた取り組みを更に進めるため、精神保健福祉法上、精神科病院に対する虐待防止等のための措置を義務づける等の規定を設けることが適切。

## 令和4年の法改正による見直し内容

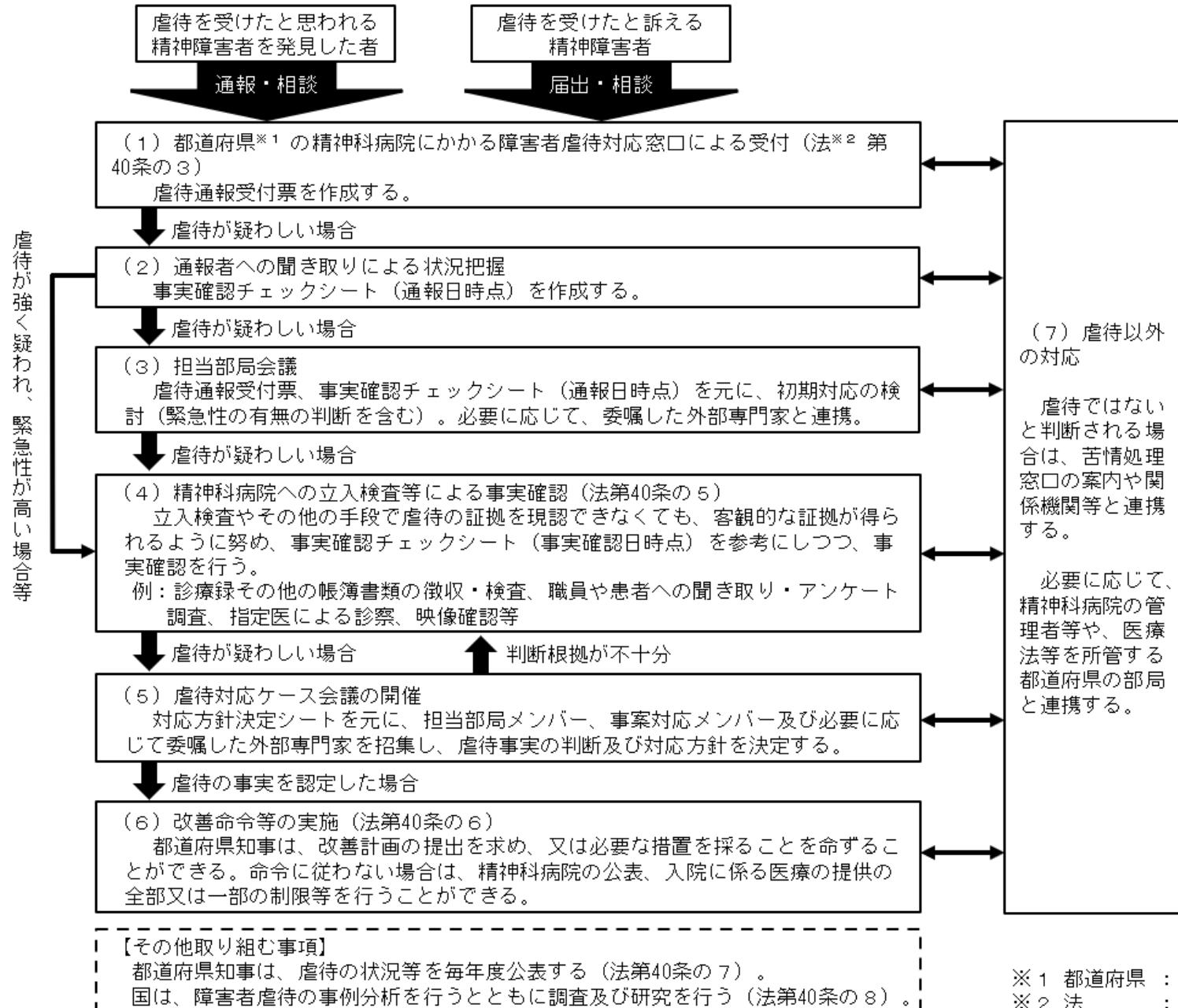
- 令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定を新設（施行は令和6年4月）。
  - 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
  - **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。**  
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
  - **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
  - **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**



## 都道府県における対応

- 精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、**都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しする**。具体的な手順は別添のとおり。
  - ①通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
  - ②上記資料を活用し**適切に状況把握**を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
  - ③事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、**虐待の事実確認**を行う。
  - ④**立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。**
  - ⑤当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、**虐待事実の判断及び対応方針を決定。**
  - ⑥虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

# 精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ



\*1 都道府県：指定都市を含む  
\*2 法：精神保健福祉法

## 【構成員の例】

- 担当部局メンバー：都道府県担当部局の管理職及び職員
- 事案対応メンバー：市町村、保健所、精神保健福祉センター等の必要な支援が提供できる関係機関の関係者等
- 外部専門家：精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等（当該精神科病院と関わりのない者）

**身体的虐待**：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること（障害者虐待防止法第2条第7項第号）

**性的虐待**：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること（障害者虐待防止法第2条第7項第2号）

**心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（障害者虐待防止法第2条第7項第3号）

**放棄・放置**：精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による上記3つの虐待行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること（法第40条の3第1項第2号）

**経済的虐待**：障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者虐待防止法第2条第7項第5号）

# 精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項

「精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について」（令和6年3月7日障精発0307第1号）において、都道府県等は、以下の内容を公表することと定められている。

## 1. 「業務従事者による障害者虐待の状況」

- (1) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報件数（件）
- (2) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出件数（件）
- (3) 虐待の事実を認定した件数（件）
- (4) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数（人）
- (5) 認定した虐待の種別・類型（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放置、経済的虐待）ごとの件数（件）

## 2. 「業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置」

- (1) 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数（件）
- (2) 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数（件）
- (3) 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数（件）
- (4) 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数（件）
- (5) 指定医により、入院患者の診察を行った件数（件）
- (6) 改善計画の提出を求めた件数（件）
- (7) 提出された改善計画の変更を命じた件数（件）
- (8) 必要な措置を採ることを命じた件数（件）及びその内容
- (9) (8) の命令に従わなかつた病院のうち、その旨を公表した件数（件）
- (10) 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行つた件数（件）

## 3. 「虐待を行つた業務従事者の職種」

- 1. (4) の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行つた業務従事者の主たる職種（医師、看護師、准看護師、看護助手、保健師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、医療事務、その他業務従事者、不明）ごとの人数（人）

# 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

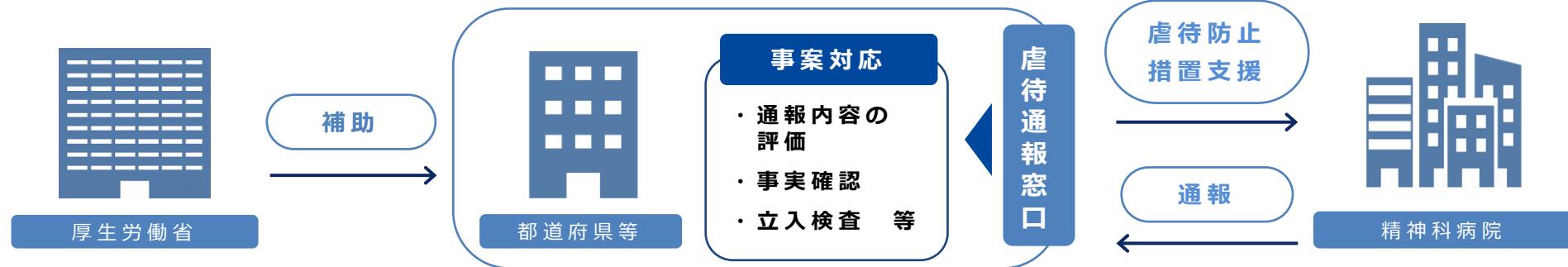
令和7年度予算額 41百万円 (41百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられたため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待防止措置を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

## 2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するるために必要な経費について、財政的支援を行う。



## 3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1／2